

## 第4回 AI社会実装アーキテクチャー検討会 議事概要

2020年12月11日 13:00-15:00

- **中間報告書に AI ガバナンスの定義を記載すべきではないか。IT ガバナンスやコーポレートガバナンスの定義を参考にしているか。**
  - AI ガバナンスの定義やガバナンスの主体（政府による民間企業のガバナンスなのか、民間企業によるAIのガバナンスなのか、様々に想像しうる）を明記すべきではないか。
  - ルールベースは難しい。企業でAI規則を自主的に作成しても、何に役立つものなのか？という現場の状況だ。目標があって、プロセスが重要だと感じた。ルールが中心的な議論になっているが、抽象的になっていて使えないモノになりかねない。プロセスをどうするかの記事を盛り込むべきなのではないか。
  - データガバナンスの議論では、ガバナンスはAIに関わるデータの集積や管理・アウトプットを含めた一連のプロセスを定義していた。コーポレートガバナンスもルールを決めるというより、一連のプロセス、枠組みを決めるものと理解している。そういった定義を参考にしているか。
  - 一般の方が知らない言葉を記載する場合は、その言葉の定義を丁寧に記載すべきである。
  - IT ガバナンスの定義を準用しながら記載すると分かりやすくなるのではないか。
  
- **AIという言葉が多義的であるため、認識をそろえるべきではないか。**
  - AIという言葉は、多義的に使用されていることが多い。ステークホルダーが複数にまたがる場合や会社内部で使用されているテクノロジーの透明性が担保されていなかったりするため、実際の現場で“AI”をどう捉え（一般的に言われているAIなのか、それとも何かルールベース、ロジックベースのものから実装されているのか）判断し、ガイドを適用していくかは研究が必要だと感じる。
  - AIが多義的に使用されているがゆえに、ガイドの普及にあたって支障が出ると理解した。
  
- **各専門分野や業界が自主的にルールを作成するときに役立つガイドラインとしての観点等を取り入れて、より具体的なインセンティブを検討する必要があるのではないか。**
  - 今後の課題は、非拘束の中間的なガイドラインを利用するインセンティブをどう確保するかだ。ユニバーサルな構造でガバナンスの枠組みを提示しているがゆえに、インセンティブもユニバーサルなもので考えざるを得ないところがあり、具体的なアイデアに結び付けるのが難しい。特定のドメインごとにこのガイドラインよりもう少しルールに近いものがあり、それごとにインセンティブを作っていく等も必要なのではないか。
  - 各専門分野や業界が自主的にガイドラインを作成するときに、役立つガイドラインという観点があってもいいのではないか。
  
- **社会課題解決という観点を盛り込むことで、インセンティブ確保にも繋がるのではないか。**
  - 令和2年度の金融行政方針を見ると、社会課題解決型が前面に出ていた。そういったソーシャルイシューの話は本ガイドには見当たらない。ポストコロナに向けた取り組みの視点を取り入

れると、インセンティブ確保にもつながるのではないか。

- **インセンティブとして、本ガイドは複数社協業の際の認識合わせに有用なのではないか。**
  - ▶ ガイドのインセンティブの一案として、複数社で協業する際の認識合わせに有用なのではないか。AI を用いたサービス開発では、一社ではなく、複数の会社で開発・運営する事が現実に想定される。そういった会社同士で連携しながら開発・スケールさせていく際に、プロセスに関連するガバナンスポイントを認識共有していく必要性は出て来る。短期的ではあるが、その認識合わせに資する資料になるのではないか。
  - ▶ 複数会社間でやらなければいけないものが多い中で、相手の企業が信用できないので連携できないというアンケート回答はすごく多い。
  
- **リスク分類の表現は適切か。**
  - ▶ 用途によってリスクを分類する箇所について、財産損害・非財産損害の延長線上では捉えきれないソーシャルなディメンジョンのリスクがあると読める。しかし、ISO の議論を拡張できればそれらは包含できるという書かれ方をしているが、それは正しい表現か。
  
- **事前適合性の記載は適切か。**
  - ▶ ハイリスクエンフォースメントの箇所について、欧州委員会の AI 白書で、事前適合性評価が話に上がってきている。この話が“消費者安全に係る CE マーキングのような制度の適用を想定している可能性”として指摘するという理解でよいかを確認したい。金融の世界では、事前適合性の問題は、CE マーキングの話ではなく、プロダクトガバナンスという規制当局の極めて強い介入を意味している。場合によっては金融サービスの販売禁止を示唆する文脈で出てくる言葉だ。本当に CE マーキングの適用を想定しているのか確認をお願いしたい。
  
- **企業内部に AI ガバナンスを専門とする組織体制が必要なのではないか。**
  - ▶ 法的拘束力のない、のは個人的には良いと思う。法律の方が遅れることと、法律で一概に規定しにくいところがあるからだと理解している。それと同時に、ビジネスの変化や環境の変化に対して、ガイドライン自身も遅れるし、対応し切れないと考える。そう考えた場合、企業内部で AI 活用する際に必要なチェックプロセスや組織、構造が必要ではないかと考えている。外部から見るとその会社が問題ないと判断するために、またその企業が AI 活用のルールを守りながら競争力を高めていくためにも、組織体制が必要と考える。そういった専門組織があれば、AI ガイドも活用されやすく、また企業が自主的に海外でのルール動向にも目を向ける。なぜならそのことから企業を守るのが彼らの責任であり、乗り遅れるとビジネスの機会損失になるからだ。その辺のバランスをどう取るのかはビジネス 이슈になっていると感じている。監査法人は、企業内部の AI 等までは監査できないというのが現状だ。
  
- **ソーシャルメディアのガバナンスを記載するべきかについては一考の余地あり。デジタルサービスアクトは視野に入れておくべきではないか。**
  - ▶ ソーシャルメディアのガバナンスを盛り込むべきか悩んでいる。検索アルゴリズムの説明等は

先日ガイドラインが出された。12月15日発表予定のEUのデジタルサービス法の中でも、コンテンツ・モデレーションや広告やその他のAIに基づくプラットフォーム・サービスについて、非常に強い透明性をオーディットのデータアクセスの義務付け等も含めて取り組んでいこうという案が打ち出されるはず。最終的な判断は任せるが、デジタルサービスアクトは視野に入れておいても良いのではないか。

● **政府の立ち位置や関わり方について明記するべきではないか。**

- 過去日本では、行政指導をベースとしたある種の護送船団方式のような歴史があり、否定的な文脈でとらえられてきた。政府がどういった形で関わるのか（丸投げ、または干渉・介入）は、懸念される点だろう。中間的なルールを策定する際の政府の関わり方について、ガバナンス・イノベーション報告書には一定の記載があるが、そのような両極の懸念（丸投げ、または干渉・介入）を排するため適切な関わり方をしていくことをどこかに記載すれば、変な批判を防げるのではないか。
- 上記の指摘については、ガバナンス・イノベーションの線に沿った検討だと思っているので、ぜひそこが分かるようにしていただくと良い。それから、インセンティブという意味では、複数企業間で連携する場合というのは、立法的に意味がある可能性がある。そこも記載していただくとと思う。

以上